

**平成25年度
起業支援型地域雇用創造事業 募集要領**

～これから人材を雇い入れて

事業を拡大される事業主の方へ～

**佐賀県起業支援型地域雇用創造事業
プロジェクトチーム**

目次

	頁
○事業目的・概要	3
○対象事業主	3
○事業要件(県が事業を委託する要件)	5
○事業対象経費	6
○事業実施までの流れ	7
○提出書類	8
○注意事項	9
○問い合わせ先	10

事業目的・概要

■目的

持続可能な新たな雇用を生み出す可能性の高い事業を起こして間もない民間企業等（以下「事業主」という。）を支援することにより、地域に根差した雇用の受け皿の創出・拡大を推進することを目的としています。

■概要

県の産業・雇用振興策に沿って事業主が企画した事業計画（失業者の雇入れが必須）を基として、県が事業主へ事業委託を行います。

【県の産業・雇用振興策に沿った事業例】

- ・ 地場産品を活用した製品の開発、販路拡大、人材育成
- ・ 新エネルギー分野に関する技術開発、人材育成
- ・ 県の支援を受けて経営革新や設備投資等に取り組む事業主の人材確保のための人材育成
- ・ 伝統的地場産業の後継者育成
- ・ 未就職卒業者の雇用、育成
- ・ 障がい者の雇用、育成
- ・ 被災求職者の雇用、育成

対象事業主

起業後10年以内の企業等であって、県内で創業し、本社が県内に所在する企業等

■企業等

民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、中小企業等協同組合、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等。

なお、現金出納簿等の会計関係帳簿類や賃金台帳等の労働関係帳簿などを整備し、事業を適切に運営できる場合は、個人事業主も対象となります。

■起業後10年以内

○ 創業から10年以内の企業等。

なお、異業種進出のために社内に新たな部門を設置し、実質的に起業と同等と登記などの書類等により判断できる場合は、異業種進出から10年以内の企業等も対象となります。

創業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに個人事業主として開業する場合 ・新たに会社を設立して事業を開始する場合
異業種進出	<p>現在営んでいる事業とは別の事業（原則として日本標準産業分類における別の細分類）に進出する場合</p> <p>なお、従来事業の事業実績が確認できない場合（休眠会社等）は、異業種進出と認められません</p>

○ 各種形態の考え方は下記のとおりです

区分	対象となる場合	対象とならない場合
分割・合併により 設立した会社	異業種進出と認められるもの	従来事業を引き継いでいるもの
共同企業体 (受託先が共同企業体そのもの)	異業種進出のために共同企業体を立ち上げて10年以内の場合	事業に係る責任関係が不明確な場合
共同企業体 (受託先が共同企業体内の一つの企業)	受託先となる一つの企業が起業後10年以内の場合	
これから起業を考えている事業主	申請時点では起業していないが委託契約時には起業している場合	委託契約時までの起業が困難な場合

- 起算点は法人等を設立した日の属する年度の最終日となります。例えば、平成15年7月1日に法人を設立した場合、起算点は平成16年3月31日となります。
- 公益法人制度改革に伴う法人化の場合、異業種進出のために法人化した場合は、法人化した時点を起業とみなして起算点とします。
ただし、当該法人の事業が従来事業を引き継いでいる場合は、法人化を実質的な起業と見ることが困難であるため、法人化した時点ではなく、従来事業開始時点が起算点となります。
- 起業後10年以内の確認は登記等で行います。
- 起業後10年以内の基準日は委託契約時点で判断します。

■ **本社が県内に所在**

本社が県内にあっても、事業所が全国や海外に複数展開している企業等については、概ね半数以上の事業所が県内に所在していることが条件となります。

事業要件（県が事業を委託する要件）

■事業実施にあたって新たに失業者を雇い入れること

- 新たに雇い入れた失業者（以下「新規雇用者」という。）を委託事業終了後も継続雇用することを前提としてください。

委託契約にあたっての事前審査において、委託事業終了後の雇用計画についても確認を行います。

なお、委託事業終了後も新規雇用者を正規労働者として継続雇用されたことが確認できた場合、一定の要件を満たせば、委託費とは別に県から一時金（1人につき30万円）を支給します。

委託事業により生じた収入は原則として県への返還を求めますが、委託事業終了後も事業を継続し、新規雇用者のうち1/2以上の者を継続雇用した場合は返還を免除します。

- 労働者の募集の公開（公募）は絶対条件となっています。原則としてハローワークへの求人申込を行ってください。
- 新規雇用者の労働時間や日数等は、原則として健康保険の被保険者の要件となる他の通常の正規労働者の概ね3/4以上となるようにしてください。少なくとも雇用保険被保険者となる週20時間以上の勤務形態としてください。

■平成25年度中に事業を開始すること

- 平成25年度中（平成25年4月1日から平成26年3月31日）に委託契約を締結し、新たに失業者を雇い入れて事業を開始することが必要となります。事業期間は1年以内です。

■事業費に占める新規雇用者の人件費割合が1/2以上であること

- 新規雇用者の人件費とは、賃金のほか、通勤手当等の諸手当（ただし、就業規則等において労働者に対する支給が義務付けられているものに限る）、社会保険料（雇用保険料、労災保険料を含む）に係る事業主負担分が対象となります。

■職場内実習(OJT)、職場外研修等(OFF-JT)の両方を実施すること

- 人材育成に係る個別の研修計画を作成する必要があります。
- OFF-JTについては、研修機関での研修のほか資格取得のための講座の受講、外部講師による研修などが対象となります。

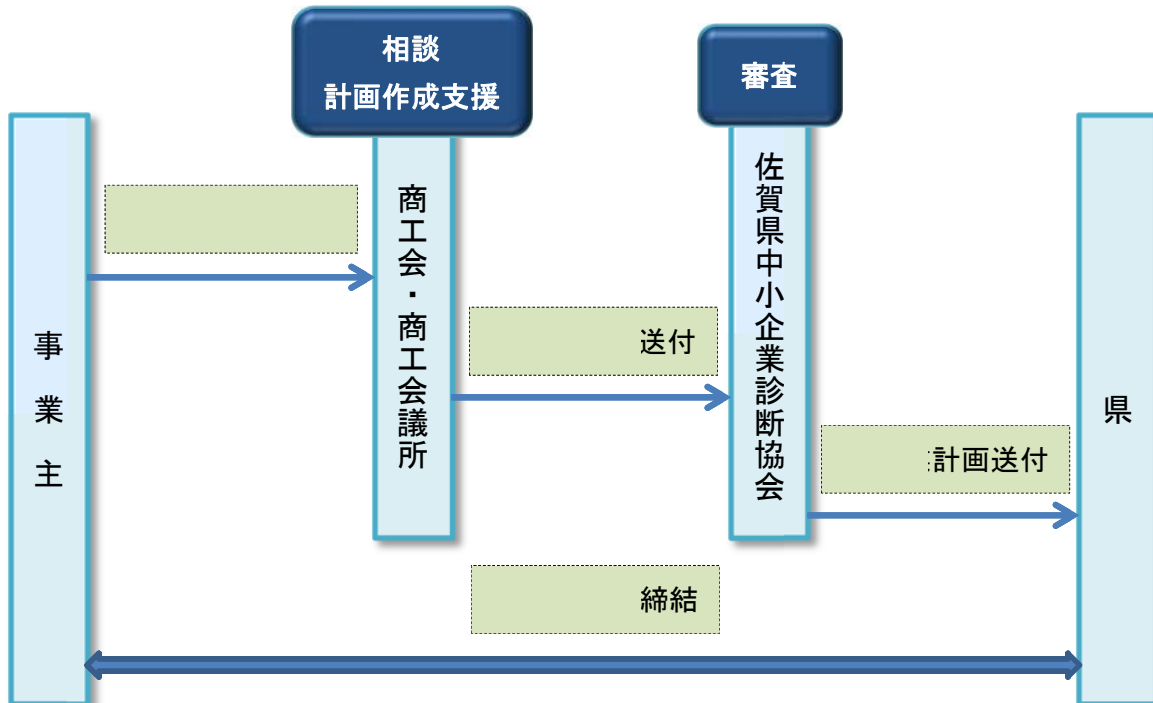
事業対象経費

経費区分	対象経費	対象外経費
新規雇用者 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・期末・勤勉手当 ・扶養手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・社会保険料（雇用保険料、労災保険料含む）の事業主負担分 	<ul style="list-style-type: none"> ・残業手当など、左記以外の諸手当 ・所得税や社会保険料の労働者負担分など労働者が負担すべき費用 ・親睦会費、旅行積立 ・福利厚生費
既存雇用者 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT指導員人件費 ・新規雇用者の雇用管理に係る人件費 <p>※新規雇用者人件費の2割を限度とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者の業務、管理に関連しない経費
活動費・ OJT費用	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費（新規雇用者に係るものに限る） ・消耗品費 ・教材費 ・リース費 ・広報費 ・印刷費 ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・新規雇用者の業務に関連しない経費
OFF-JT 費用	<ul style="list-style-type: none"> ・研修機関での入学料、授業料、研修機関までの交通費 ・教材費 ・検定試験料 ・外部講師に係る謝金や旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者の研修が主目的ではない研修経費
その他	前各号に掲げるもののほか、県が特に必要と認める経費	

※諸手当は就業規則等において労働者に対する支給が義務付けられているものに限る。

事業実施までの流れ

■フロー図



■委託契約締結前の計画内容の事前審査

- 事業実施にあたって、事前に商工会・商工会議所及び佐賀県中小企業診断協会による計画内容の事前審査を行います。
- 事業計画を提出する際は、まず最寄りの商工会・商工会議所に計画内容の相談等を行ってください。
- 商工会・商工会議所では、地域情勢などに基づく計画の実現可能性等の確認を行います。
- 佐賀県中小企業診断協会では、有識者により財務諸表などに基づく計画の実現可能性等の確認を行います。

※ 事前審査を通過した場合であっても、県との委託契約に係る各種要件により契約を締結できない場合があります。

提出書類

下記の書類を最寄りの商工会・商工会議所に3部提出してください。

	書類	チェック欄
1	事業計画書	
2	定款（写）及び登記現在事項全部証明書（写） ＜法人及び団体のみ＞	
3	個人事業の開廃業等届出書（写） ＜個人事業主のみ＞	
4	異業種進出を開始したことを明らかにする書類 ＜異業種進出のみ＞	
5	直近3年間の財務諸表	
6	直近の税務申告書一式（写）	

■定款(写)及び登記事項証明書(写)＜法人及び団体のみ＞

- 定款は、公証人の認証を受けている必要があります。法人等の設立後に定款の内容が変更されている場合、変更された定款を添付してください。
- 登記事項証明書は、法務局に申請した法人等の登記事項証明書になります。法人等の設立後に登記事項証明書の内容が変更されている場合、変更された登記事項証明書を添付してください。

■個人事業の開廃業等届出書(写)＜個人事業主のみ＞

- 個人事業主が開業した際に管轄税務署に提出する届出書です。

■異分野進出を開始したことを明らかにする書類＜異業種進出のみ＞

- 定款又は登記事項証明書により確認できる場合は、異業種進出前の定款又は登記事項証明書の写しを添付してください。
- それ以外の場合は、公的に証明できる書類を添付してください。

■直近3年間の財務諸表

- 財務諸表については、貸借対照表及び損益計算書は必須とし、その他経営状況のわかる書類を添付してください。

■直近の税務申告書一式(写)

- 税務申告書一式については、法人税申告書や所得税申告書など、決算に係る税務申告書一式を添付してください。

なお、税務申告書は、税務署等の受領印が押印されたものに限ります。

注意事項

事業実施にあたって新たに失業者を雇い入れることにより、国が実施している各種助成金の支給要件を満たす場合がありますが、当該事業の委託料と事業実施により要件を満たす各種助成金の併給は禁止されていますので御注意下さい。なお、該当する各種助成金は下記のとおりです。

- 雇用調整助成金
 - － 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金
- 定年引き上げ等奨励金
 - － 高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者労働移動受入企業助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金
- 地域雇用開発助成金
 - － 地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金
- 通年雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 若年者等正規雇用化特別奨励金
- 正規雇用奨励金
- 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 既卒者育成支援奨励金
- 試行雇用奨励金
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金
- 障害者雇用促進助成金
 - － 発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、障害者初回雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金
- 建設業離職者雇用開発助成金

- 受給資格者創業支援助成金
- 人材確保等支援助成金
 - － 中小企業基盤人材確保助成金、介護労働環境向上奨励金、建設教育訓練助成金、建設雇用改善推進助成金
- 両立支援助成金
 - － 事業所内保育施設設置・運営等助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - － 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、障害者能力開発助成金
- キャリア形成促進助成金
 - － 訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 広域団体認定訓練助成金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 農漁業者雇用支援事業
- 認定職業訓練実施奨励金
- 若年者人材育成・定着支援奨励金

問合せ先

○佐賀県

課名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
雇用労働課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7100	0952-25-7305
新産業・基礎科学課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7129	0952-25-7282
商工課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7095	0952-25-7270

○商工会議所

商工会議所名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
佐賀商工会議所	840-0831	佐賀市松原一丁目 2-35 佐賀商工会館 3 階	0952-24-5158	0952-26-2831
唐津商工会議所	847-0012	唐津市大名小路 1-54	0955-72-5141	0955-72-5146
鳥栖商工会議所	841-0051	鳥栖市元町 1380-5	0942-83-3121	0942-83-8888
伊万里商工会議所	848-8691	伊万里市新天町 663	0955-22-3111	0955-23-3106
武雄商工会議所	843-0024	武雄市武雄町大字富岡 7719	0954-23-3161	0954-23-3160

鹿島商工会議所	849-1311	鹿島市大字高津原 4296-41	0954-63-3231	0954-63-3235
小城商工会議所	845-0004	小城市小城町松尾 4032-5	0952-73-4111	0952-72-4120
有田商工会議所	844-0004	西松浦郡有田町大樽一丁目 4-1	0955-42-4111	0955-42-4114

○商工会

商工会名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
多久市商工会	846-0002	多久市北多久町大字小待 687-19	0952-74-2144	0952-74-4090
佐賀市南商工会	840-2102	佐賀市諸富町大字為重 529-5	0952-47-2590	0952-47-3756
佐賀市北商工会	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺 1854-5	0952-62-0174	0952-62-278
神崎市商工会	842-0001	神崎市神埼町大字神埼 413-3	0952-52-7131	0952-52-0492
吉野ヶ里町商工会	842-0031	神埼郡吉野ヶ里町大字吉田 283-6	0952-52-4644	0952-52-4624
基山町商工会	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦 218	0942-92-2653	0942-92-0208
みやき町商工会	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀 1043	0942-94-3328	0942-94-4745
上峰町商工会	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所 383-1	0952-52-9505	0952-52-9569
牛津芦刈商工会	849-0303	小城市牛津町牛津 726-1	0952-66-0222	0952-66-5829
唐津東商工会	849-3201	唐津市相知町大字相知 2044-10	0955-62-2901	0955-62-3709
唐津上場商工会 (経営支援センター)	847-1421	東松浦郡玄海町諸浦 338-1	0955-52-2118	0955-52-3592
武雄市商工会	849-2201	武雄市北方町大字志久 1662	0954-36-2111	0954-36-3417
大町町商工会	849-2102	杵島郡大町町大字福母 419-3	0952-82-5555	0952-82-3662
江北町商工会	849-0501	杵島郡江北町大字山口 3360-2	0952-86-2151	0952-86-4889
白石町商工会	849-1112	杵島郡白石町大字福田 1970-6	0952-84-2043	0952-84-2033
太良町商工会	849-1602	藤津郡太良町大字多良 1856-2	0954-67-0069	0954-67-2090
嬉野市商工会	849-1411	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1777-1	0954-66-2555	0954-66-3034
佐賀県商工会連合会	840-0831	佐賀市松原一丁目 2-35 佐賀商工会館 2 階	0952-26-6101	0952-24-0929